

<報道発表資料>

(経済同時)

令和 7 年 11 月 19 日

京都市産業観光局スタートアップ・産学連携推進室

京都市ベンチャー購買新商品認定制度に係る商品等の募集

京都市では、ベンチャー企業及び中小企業をはじめとする地域企業の優れた新商品又は新役務（以下「新商品等」という。）の販路開拓を支援するため、一定の基準を満たして認定された新商品等について一般競争入札によらずに随意契約が可能となる「京都市ベンチャー購買新商品認定制度」を運用しています。

この度、令和 7 年度の認定商品の募集を開始します。

【募集概要（詳細については、募集要領参照）】

- 申請対象者：市内に事業所を有する中小企業者

- 申請対象となる新商品等

対象となる新商品等は以下の①～⑤のいずれにも該当するものとします。（ただし、食品、医薬品、医薬部外品及び化粧品は除く。）

- ① 以下のいずれかに該当する新商品等であること

- ・（公財）京都高度技術研究所が実施する A ランク認定又はオスカー認定を受けた企業が生産若しくは提供する新商品等

- ・（地独）京都市産業技術研究所が実施する知恵創出“目の輝き”認定を受けた企業が生産若しくは提供する新商品等

- ・「京都市」又は「京都市から委託若しくは補助を受けて企業の新商品開発等を支援する機関等」から助成や支援を受けて開発された新商品等

- ② 商品化後、概ね 5 年以内の製品又は役務であること

- ③ 本市の機関において用途が見込まれる製品又は役務であること

- ④ 既存の商品又は役務とは著しく異なる使用価値を有するもの

- ⑤ 市場性が見込まれる製品又は役務であること

※④⑤については、別途実施する類似品調査及び有識者への意見聴取において審査します。

- 申請受付期間 令和 7 年 11 月 20 日（木）から令和 8 年 1 月 16 日（金）まで

- 申請方法

申請に係る必要書類は、以下の W E B サイトからダウンロードしてください。

▼ U R L : <https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000347413.html>

提出方法

申請に当たっては、申請書類を作成のうえ、直接持参又は郵送にて提出してください。

※申請者が「法人」の場合と「個人」の場合で、必要となる添付書類が異なります。

なお、提出書類に基づき、対象要件を満たしているかを審査します。また、必要に応じて、企業概要、事業概要及び申請商品に関してヒアリングを実施します。

● 認定時期

令和 8 年 3 月中旬を予定

<お問合せ先>

京都市産業観光局スタートアップ・産学連携推進室（担当：大井、宮原）

住所：〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

電話：075-222-3339

E-mail：startup@city.kyoto.lg.jp

※本事業に関するお問合せは原則メールでお願いします。